

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	1
○公共測量の実施の通知(2件)(用地対策課)	1
○道路の区域変更(道路課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就任(農業基盤課)	1
○土地改良区の役員の就退任()	1
○土地改良区の定款変更の認可()	2

告 示

高知県告示第1号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和6年1月5日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
マックごめん調剤薬局	南国市大埴甲751-1	令5・12・11

高知県告示第2号

高知県土木部中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年12月7日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(航空レーザ測深(レベル1000))
- 作業期間
令和5年12月6日から令和6年2月29日まで
- 作業地域

永瀬ダム

高知県告示第3号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年12月8日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(用地測量)
- 作業期間
令和5年11月22日から令和6年3月25日まで
- 作業地域
安芸市川北地区

高知県告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。その関係図面は、令和6年1月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年1月5日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村宿毛
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
幡多郡三原村亀ノ川字桑原1107番から幡多郡三原村亀ノ川字ダバ177番1地先まで	前	8.5 }	187
	後	4.8 }	213
幡多郡三原村亀ノ川字桑原1109番から幡多郡三原村亀ノ川字ダバ162番まで	前	24.3 }	213
	後	8.5 }	187
幡多郡三原村亀ノ川字桑原1107番から幡多郡三原村亀ノ川字ダバ177番1地先まで	前	8.5 }	187
	後	46.5 }	187

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大方町国営土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

令和6年1月5日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
理事	松本 敏郎	幡多郡黒潮町御坊畑846番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大方町国営土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年1月5日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		

理事	大西 康夫	幡多郡黒潮町浮鞭2011番地
〃	中川 洲明	〃 〃 〃 3570番地1
〃	中澤 智宏	〃 〃 〃 入野2997番地
〃	文野 勳	〃 〃 〃 2309番地
〃	吉尾 正秀	〃 〃 〃 田野浦877番地
〃	萩森 末喜	〃 〃 〃 875番地
〃	福井 正一	〃 〃 〃 出口150番地
〃	濱村 博	〃 〃 〃 131番地
〃	松田 春喜	〃 〃 〃 入野6528番地2
〃	松本 敏郎	〃 〃 〃 御坊畑846番地
監事	森 博秀	〃 〃 〃 浮鞭1798番地
〃	柿内 節男	〃 〃 〃 入野1961番地
〃	吉尾 之宏	〃 〃 〃 田野浦852番地
〃	西村 節男	〃 〃 〃 出口394番地1

(就任)

理事	松本 敏郎	幡多郡黒潮町御坊畑846番地
〃	西村 康浩	〃 〃 〃 入野1341番地2
〃	中川 洲明	〃 〃 〃 浮鞭3570番地1
〃	武政 佳三	〃 〃 〃 1807番地
〃	中澤 智宏	〃 〃 〃 入野2997番地
〃	文野 勳	〃 〃 〃 2309番地
〃	吉尾 正秀	〃 〃 〃 田野浦877番地
〃	萩森 末喜	〃 〃 〃 875番地
〃	福井 正一	〃 〃 〃 出口150番地
〃	濱村 博	〃 〃 〃 131番地
監事	柿内 節男	〃 〃 〃 入野1961番地

〃 水野 敏弘 〃 〃 田野浦180番地2
〃 西村 節男 〃 〃 出口394番地1



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大方町国営土地改良区の定款の変更を令和5年12月11日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年1月5日

高知県知事 濱田 省司